

彩基発第 65 号

2020 年 11 月 6 日

彩確定拠出年金プラン 実施事業所

事業主 様

ご担当者 様

彩企業年金基金

理事長 北林 辰哉

(公印省略)

彩確定拠出年金プランにご加入の事業所様へ  
確定拠出年金制度の年末調整と源泉徴収票への記載について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当基金の運営ならびに確定拠出年金（DC）制度の業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も年末調整事務の時期が近付いてまいりまして、ご担当者様におかれましてはご多忙のことと存じます。

マッチング拠出制度を実施の事業所様と個人型DC（iDeCo）の加入者様がいらっしゃる事業所様におかれましては、年末調整での対応が必要となります。各加入者様の給与から控除した加入者掛金や個人型DCの掛金は「小規模企業共済等掛金控除」の対象となります。

別紙に年末調整事務や給与所得の源泉徴収票への記載をまとめておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

ご不明点などは当基金までご連絡ください。

〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区榎引町 1-3

彩企業年金基金 TEL:048-652-1260 FAX:048-651-2855 <https://sai-kikin.or.jp/>

彩確定拠出年金プラン 実施事業所 御中

確定拠出年金の年末調整について

2020年11月

彩企業年金基金

## 目 次

1. DC掛金にかかる年末調整について・・・・・・・・・・ P.2
2. 加入者掛金にかかる年末調整について・・・・・・・・・・ P.3
3. 個人型DC (iDeCo) の年末調整について・・・・・・・・・・ P.4

### ※ご留意事項

加入者掛金や個人型DCを実施されている加入者様に対しては、必ずご対応をお願いします。

その年の年調年税額や翌年の住民税等にも影響が出る場合がございますので、控除の対象として年末調整事務を行ってください。

# 1.DC掛金にかかる年末調整について

DC掛金のうち、年末調整での対応が必要なものは下記のとおりです。

- ① マッチング拠出制度で給与から控除した加入者掛金
- ② 個人型DC (iDeCo) の掛金

加入者掛金/個人型DC掛金ともに、社会保険料と同様の扱いとなり全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象です。控除できる金額は当年中（2020年1月～12月）に支払った掛金です。

※事業主掛金については対象となりません

## ◆ 加入者掛金/個人型DC掛金共通

### ・ 源泉徴収票への記載

加入者掛金/個人型DC掛金の合計額は、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄の**内訳**に記載します。「社会保険料等の金額」欄には、社会保険料等 + 加入者掛金/個人型DC 掛金の金額を記載します。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	氏名(フリガナ)	生年月日	個人番号	税番号
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額		
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数	
有 無 有 無	千 円	人 人 人 人 人 人	人	人 人 人	人	
社会保険料等の金額						
千 円						

社会保険料等の金額	
内	千 円

加入者掛金/個人型DC掛金の合計額（小規模企業共済等掛金控除の合計額）

社会保険料等の合計額（社会保険料等 + 加入者掛金/個人型DC掛金）

## 2.加入者掛金の年末調整について

### ◆加入者掛金の集計・源泉徴収票に記載

事業所様は、社会保険料と共に当年中に給与から控除した加入者掛金を集計し、源泉徴収票に記載します。

### ◆保険料控除申告書への記載は不要

加入者掛金は、事業所様が集計していただくため、加入者本人からの申告は不要です。そのため、保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄への記載も不要です。

【保険料控除申告書】内の小規模企業共済掛金控除欄

種 類	あなたが本年中に支払った掛金の金額 円
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合 計（控除額）	円

記載不要です。

### ※ご留意事項

上記に記載されている年末調整事務は、彩確定拠出年金プランの加入者掛金に対する処理について記載しております。「小規模企業共済等掛金控除」では個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金や、独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約等についても控除の対象となっております。詳しくは最寄りの税務署や国税庁HPなどでご確認ください。

# 3.個人型DC (iDeCo) の年末調整について

## ◆個人払込の場合（加入者本人が掛金を直接納付している場合）

加入者本人から「保険料控除申告書」に当年中に支払った掛金額を申告いただき、源泉徴収票に記載します。申告書には「小規模企業共済掛金払込証明書」を添付していただきます。

【保険料控除申告書】内の小規模企業共済掛金控除欄

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	

個人型DC掛金を申告いただきます

【小規模企業共済掛金払込証明書】(見本)

郵便はがき  
〒105-8453  
〒105-8453  
東京都港区三軒茶屋3-5-1 トラモン37号ビル  
ミナク トラムン 3-5-1 トラモン37号ビル

〒105-8453  
東京都港区三軒茶屋3-5-1 トラモン37号ビル  
独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
共済課 050-5541-7171

重要  
税戻

●宛先住所にありません。この宛先は修正してください。

小規模企業共済掛金払込証明書

平成31年1月1日から平成32年9月30日までのお支払掛金を下記のとおり証明します。内容を正確かつ明瞭に申告してください。

年	月	掛金
平成31年	1月	12,000円
平成31年	2月	12,000円
平成31年	3月	12,000円
平成31年	4月	12,000円
平成31年	5月	12,000円
平成31年	6月	12,000円
平成31年	7月	12,000円
平成31年	8月	12,000円
平成31年	9月	12,000円
平成31年	10月	12,000円
平成31年	11月	12,000円
平成31年	12月	12,000円
平成32年	1月	12,000円
平成32年	2月	12,000円
平成32年	3月	12,000円
平成32年	4月	12,000円
平成32年	5月	12,000円
平成32年	6月	12,000円
平成32年	7月	12,000円
平成32年	8月	12,000円
平成32年	9月	12,000円
平成32年	10月	12,000円
平成32年	11月	12,000円
平成32年	12月	12,000円

小規模企業共済掛金払込証明書は年末調整や確定申告などご使用のときまで大切に保管してください。

小規模企業共済掛金の所得控除の証明について

この証明書の発行は、小規模企業共済掛金の加入者が、小規模企業共済掛金を支払ったことに基づき行われます。この証明書の発行は、小規模企業共済掛金の加入者が、小規模企業共済掛金を支払ったことに基づき行われます。

申告書には、平成31年1月1日から平成32年9月30日までの掛金の控除額を記載してください。また、平成31年1月1日現在の掛金の控除額を記載してください。

1. この証明書の発行は、平成31年1月1日から平成32年9月30日までの掛金の控除額を記載してください。また、平成31年1月1日現在の掛金の控除額を記載してください。

2. 申告書には、平成31年1月1日から平成32年9月30日までの掛金の控除額を記載してください。また、平成31年1月1日現在の掛金の控除額を記載してください。

3. 掛金の控除額は、平成31年1月1日から平成32年9月30日までの掛金の控除額を記載してください。また、平成31年1月1日現在の掛金の控除額を記載してください。

4. この証明書は、再発行はできません。大切に保管してください。

5. この証明書の発行は、再発行はできません。大切に保管してください。

6. この証明書の発行は、再発行はできません。大切に保管してください。

## ◆事業主払込の場合（給与から掛金を控除して納付している場合）

当年中に給与から控除した分を集計し、源泉徴収票に記載します。加入者本人からの申告は不要です。

### ※ご留意事項

加入者の初回の掛金納付が9月以降で、「小規模企業共済掛金払込証明書」の送付が間に合わないなどの場合には加入者本人による「確定申告」が必要となる場合がございます。詳しくは、証明書の送付先である国民年金基金連合会やご加入されているiDeCoの運営管理機関（金融機関や保険会社など）にご相談ください。